



三條民主商工会
 三條市興野 2-16-29
 TEL32-2710
 FAX32-2718
 2020年4月27日
 2416回

新型コロナウイルスの影響への支援措置が次々と発表されています。制度を利用しついで機会を乗り切りましょう。一部、補正予算の成立を待つ必要があります。

持続化給付金 中小企業金融給付金相談窓口:0570-783183

2020年1月以降のいずれかの月に、売上げが去年の同じ月に比べて半分以上減少していることが条件。給付額の計算式は下記の通り。

前年の総売上【事業収入】 - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

2019年1年間の売上げからの減少分が上限となり、さらに、中小企業など法人の**上限は200万円**、個人事業者の**上限は100万円**と決められている。

10万円一律給付 コールセンター:03-5638-5855-

住民票がある市区町村から送られてくる申請書に金融機関の口座番号などを記入し、口座を確認できる書類と本人確認の書類のコピーと一緒に返送すれば、給付金が振り込まれる仕組みにする予定。

申請の受付開始日、及び支給の開始日は市区町村が決める。

税金や公共料金の猶予

国税は、税務署に申請することにより、換価の猶予が認められることがあり、事情によっては納税の猶予が認められることもある。

地方税は、都道府県・市区町村に問合せを。

国民年金は、特例的に直近の収入をみて免除の可否を判断することに。申請の受付は5月。当面6月分まで。

電気料金の支払い猶予については、東北電力のお客さまセンター(TEL:0120-175-466)で相談受付中。ガス料金の支払い猶予やその他電力会社については、契約している事業者に相談を。経済産業省から、柔軟な対応を行うよう要請済。

無担保無利子融資 日本公庫金融相談窓口:0120-154-505

新型コロナウイルスの影響を受けて、最近1ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少した方が無担保貸付の対象。

個人事業主(要件なし)、小規模法人事業者(売上高▲15%)、中小企業者(売上高▲20%)は特別利子補給制度の適用対象となって実質無利子。

緊急小口資金

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯が対象。

貸付上限額10万円。ただし、学校等の休業、個人事業主等の特例20万円。

各市町村の社会福祉協議会で相談と申込みを受付中。

三條市社会福祉協議会 TEL:33-8511
 加茂市社会福祉協議会 TEL:52-6667
 田上町社会福祉協議会 TEL:57-5877

～メモ～

新潟県から施設の休止等の協力要請に関して、応じた事業者に対して協力金の支給があります。詳細は下記相談センターに問い合わせてください。

TEL:025-280-5222

三條市は企業向け支援のため、4月23日(木)から厚生福祉会館に申請窓口を設けます。

問合せ先は経済部商工課です。

TEL:34-5610

加茂市/商工観光課・商工振興係

TEL:52-0080(内戦132)

田上町/産業振興課商工観光係

TEL:52-6225

**建設業の11条変更届の提出は
 済んでいますか?
 早めに手続きしましょう。**

今月の法律相談

工藤和雄 弁護士による法律相談を行います。今月は、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために電話での相談となります。相談希望の方は民商事務所までご連絡ください。